



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

「女性に対する暴力」を根絶するための課題と対策 ～性犯罪への対策の推進～

(案)

平成 24 年〇月

男 女 共 同 参 画 会 議
女性に対する暴力に関する専門調査会

目 次

はじめに	1
I 性犯罪への厳正な対処等	4
1 関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進	4
(1) 強姦罪の見直し	5
(2) 証拠の採取と保全	12
2 各種の性犯罪への対応～指導的立場にある者等による性犯罪の防止等	
・	14
II 被害者への支援・配慮等	16
1 ワンストップ支援センターの設置促進等	17
2 被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進	20
(1) 捜査・裁判手続等における性犯罪被害者の負担の軽減	20
(2) 二次的被害防止のための取組	23
3 診断・治療等に関する支援、専門家の養成等	24
(1) 医療機関における支援体制の整備等	24
(2) 医療費の公費負担制度の統一的運用の徹底	26
III 加害者に対する対策の推進等	27
IV 啓発活動の推進	28
おわりに	31

はじめに

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その回復を図ることは国の責務であるとともに、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。「第3次男女共同参画基本計画」（平成22年12月17日閣議決定。以下「第3次計画」という。資料3参照。）では、そのことを明記し、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた施策を総合的に推進することとしている。

女性に対する暴力の中でも、とりわけ性犯罪は、被害者にとって、身体面のみならず、多くの場合、精神面にも長期にわたる傷跡を残す重大な犯罪で、決して許すことができないものである。

性犯罪に対しては、個人的問題として捉えるのではなく、これを社会的问题として取り組み、加害者への厳正な対処、被害者への万全な配慮、被害者が躊躇なく必要な相談・支援を受けられる体制の整備を柱に総合的かつ強力に進めていくことが求められる。

加害者に対し、起こした行為に見合った厳正な対処を行うことは、社会全体として性犯罪を許さないことを示すために必要であり、性犯罪発生による社会不安の除去や再犯による被害の拡大防止につながる。

被害者の配慮のために、被害者のプライバシー侵害や二次的被害の発生を抑止することが求められる。社会全体の意識向上も重要であるが、捜査・公判、医療、福祉等の過程において十分に配慮した対応を行うことが必要である。司法関係の対策については、被害者が、十分にプライバシーが保護された安心できる環境において捜査・公判等の刑事手続に臨むことができれば、被害者の刑事手続関与への精神的障壁を低め、潜在化の防止、加害者への厳正な対処にもつながることとなる。

さらに、被害者が、被害直後から中長期にわたり、治療・相談・各種支援を安心して受け、生活を再建していくことができる体制を作り上げていくことも大きな課題である。

性犯罪を巡っては、被害者が声を上げること等によって、その実態についての認識が広まりを見せるようになってきた。たとえば、性犯罪は、見知らぬ者からのみならず、面識ある者から、とりわけ家庭内や恋人間、また教育機関内、社会福祉施設内、スポーツ施設、職場などにおいて行われることも少なくないことについての認識が広がっている。その場合は、被害が明らかにされにくく、潜在化・継続化・深刻化する傾向が高く、この点への対策も重要な課題となっている。

また、子ども、障害者、外国籍を有する人、男性など、被害者の属性に応じた、よりきめ細かい対応も求められている。

男女共同参画の観点からの性犯罪に対する取組は、これまで進められてきた。男女共同参画会議は、発足当初から女性に対する暴力専門調査会を置き、同専門調査会は、平成 16 年の刑法改正に際し、「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」を取りまとめた。その中では、「強姦に対する強い社会的非難を刑罰の形で表すため、また、その発生を抑止するためにも、強姦罪の法定刑の下限を 3 年に引き上げるなど、他の凶悪犯罪の刑との均衡も考慮しつつ、法定刑の引上げを検討するべきである」と指摘を行った。(資料 4 参照。)

一方、性犯罪対策に関連ある分野にも施策の進展が見られる。平成 16 年に成立した犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号。資料 6 参照。)により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する仕組みがスタートした。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止法」という。)も累次改正されるなど、暴力や犯罪被害者保護の重要性に対する社会的な認識が広がってきた。

第 3 次計画においては、これまで必ずしも十分検討されたとは言えなかつた近親者等親密な関係にある者や指導的立場にある者による性犯罪等について記載するなど、性犯罪対策について、その時点での課題や社会情勢・仕組みの変化を踏まえ、必要な施策を示している。

第 3 次計画策定後、内閣府では、平成 23 年 2 月 8 日から 3 月 27 日までのおよそ 2 か月間、性暴力及び配偶者からの暴力に関する緊急相談事業として「パープルダイヤル－性暴力・DV 相談電話－」事業を行った。この「パープルダイヤル」は、女性からの相談電話 42 回線についての 24 時間対応、急性期の性暴力被害女性相談電話 2 回線についての 24 時間対応や付き添い支援を実施するなど、これまでにはない事業であり、性犯罪対策に関し、一層徹底した取組の必要性を改めて確認することとなった。(資料 8 参照。)

当専門調査会では、平成 23 年 7 月 29 日の男女共同参画会議において、「専門調査会は、性犯罪への対策、男性への相談対応、若年層への予防啓発など女性に対する暴力の根絶に向けた更なる取り組みについて検討を行う。」とされたことを受け、第 3 次計画に基づき、また、パープルダイヤルによって得られた実態・課題も踏まえて、同年 9 月から性犯罪対策について検討を行い、国際機関からの勧告等を始めとする国際的動向などの社会情勢を意識しつつ、現時点で真に求められる施策について、可能な限り実証的な手法で検討を行

い、現段階での検討結果としてこの報告書をとりまとめたものである。(資料12、13参照。)

この報告書においては、性犯罪への対策に関し広範囲にわたる事項について記載しているが、

- ・ 非親告罪化など強姦罪の見直し
- ・ ワンストップ支援センターの設置促進、二次的被害の防止など被害者への支援、配慮

の2項目については特に重点的な調査検討を経て取りまとめを行っている。

この報告書が性犯罪に係る諸課題への理解の一助となるとともに、記載された各事項が可能な限り早期に検討され、実施に移されることを期待する。

I 性犯罪への厳正な対処等

女性に対する暴力は、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の中でも最も基本的なものの1つであり、中でも性犯罪は、女性の人権を踏みにじる行為の最たるものである。

性犯罪被害者にとっては、被害の結果、身体的なダメージを負うにとどまらず、長く続く精神的な傷を負い、あるいは望まない妊娠・出産等への対応も生じる可能性があるなど、その後の生活にも多大なる影響が及ぶおそれも少なくない。特に、強姦罪、強制わいせつ罪の認知件数は、被害者に占める未成年者の割合が極めて高く（強姦罪：42.4%、強制わいせつ罪：53.5%。警察庁「平成22年の犯罪」を基に算出。）、児童に対する性的虐待のケースなど、身体・精神の発達途上にある若年層が被害者になれば、その後の健全な育成が害され、成長後の被害者の社会生活や家庭を持った場合の家庭生活への影響も懸念される。（資料10参照。）

性犯罪は、暗数が多く潜在化するケースが多いとされる。内閣府が平成23年度に行った「男女間における暴力に関する調査」によると、異性から無理やり性交された経験をもつ女性が、被害について誰かに打ち明けるなどの「相談した」割合は28.4%にとどまり、警察に相談した割合は3.7%に過ぎないという結果になっている。性犯罪に対して厳正な対処がなされずその被害が潜在化すれば、被害の継続化・深刻化というおそれもある。（資料9参照。）

性犯罪は、被害者本人に深刻な影響を与えるが、単に個人的な問題として捉えることは適当ではない。被害者が精神的なダメージを負うことで、被害者の社会生活に影響が及び、そうした被害に遭わなければ当然なされた被害者の社会における活躍の機会が奪われることとなりかねないこと、性犯罪発生による治安に関する不安感の高まりや取締等に当たり費用が発生することなども考慮し、性犯罪の社会に及ぼすコストの面から社会全体の課題として捉えることも可能であるが、それにとどまらず、性犯罪は、固定的性別役割分担、経済力の格差等を背景とした男女間の構造的問題と密接に関連した問題としての側面も有していると考えられる。

以上に述べたような性犯罪を巡る状況に鑑み、一人でも多くの被害者を救済し、被害を防止していくためには、被害者の精神面も含めた被害者への適切な対応、潜在化防止などの施策を含めた性犯罪の厳正な対処のための効果的な施策を、明確な方針のもとに効果的に組み合わせ、強力に取り組み、政府として性犯罪を許さない姿勢をはっきりと示すことが必須である。

1 関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進

(1) 強姦罪の見直し

女性に対する性犯罪への対処のため、現行の関係諸規定の厳正な運用を図ることが必要であるが、それに加えて、現行の規定自体を見直すことで、性犯罪被害者の保護、被害の顕在化などによる性犯罪への厳正な対処がより図られると考えられる場合、規定の見直しを検討すべきと考えられる。男女共同参画会議や当専門調査会において、過去においても強姦罪などの性犯罪の刑罰規定の在り方の調査検討が行われ、第3次計画では、「女性に対する性犯罪への対処のため、平成16年の刑法改正の趣旨も踏まえ、関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努める。さらに、強姦罪の見直し（非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等）など性犯罪に関する罰則の在り方を検討する。」とされた。当専門調査会では、状況の変化を踏まえ、諸外国の法制度改革状況（参考1）なども念頭に、改めて必要な調査検討を行うこととした。（資料4、13参照。）

（参考1）第61回専門調査会におけるヒアリング（<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/boryoku/list.html>）

① これまでの取組

強姦罪については、当専門調査会では、平成16年3月に「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」と題する意見を取りまとめ、その中で「法定刑の引上げを検討するべきである。」とした。これについては、法務省において、法制審議会での凶悪・重大犯罪に対処するための刑事法の整備として検討が行われ、こうした経緯を経て、政府として、平成16年に刑法等の一部を改正する法律案を国会に提出した。この法案は同年成立し、平成17年から、強姦罪の法定刑の下限が2年から3年に引き上げられている。（資料4参照。）

なお、平成12年に、親告罪の告訴期間の制限（犯人を知った日から6か月）は、強制わいせつ罪及び強姦罪等について、適用しないこととし、また、平成16年に強姦罪の法定刑の下限が引き上げられた際には、併せて新たに集団強姦罪を設けるなどの改正が行われている。

② 検討内容

ア 非親告罪化

強姦罪は親告罪であり、その理由は、犯罪の性質上、訴追することによって被害者の名誉やプライバシーが害される場合があり得るため、すなわち、被害者保護のためとされているが、被害者の負担

を考慮する被害者保護の観点、また、被害の潜在化を避け性犯罪への厳正な対処を図る観点から、非親告罪化することについて調査検討を行った。

今次の調査検討においては、被害者保護、性犯罪の厳正な対処を図るために、非親告罪化が有意義であるとの見解が多く見られた。

その内容として、被害者保護の観点からは、

「告訴が公訴提起の要件となっている親告罪では、事件によって大きな精神的ダメージを負った被害者に、告訴を行うかどうかについての葛藤を伴う重い判断が求められる。また、加害者側の弁護士等からの告訴取り消し要求が激しくなり、その対応が被害者の負担となるケースもあり得る。こういったことを考慮すると、親告罪であることが、かえって被害者保護につながらない面がある」旨の見解が示された。

また、裁判例においても、低年齢の被害者の告訴能力の有無が争点となるケースが存在した中で、低年齢等で主体的判断が難しい者等が被害者である事案（とりわけ、告訴権を有する親等の法定代理人が、加害者である場合や加害者の影響下にある場合）の告訴の判断について懸念する旨の見解や、現行制度の合理性については再検討の余地がある旨の見解が示された。

さらに、親告罪の理由の一つとされる名誉の保護について、強姦の被害を不名誉と考えることが現在では妥当ではないのではないかとの見解がある。

親告罪ではない性犯罪である強姦致死傷や集団強姦においても被害者の名誉やプライバシーの保護は重要であるが、それらの犯罪との整合性の観点からも親告罪が妥当なのか疑問であるとの見解も示された。

また、性犯罪に対して厳正な対処を図る観点からは、

「性犯罪が重大な犯罪であるとの国民の認識の下、それが刑法犯の中でも高い起訴率や量刑にも表れているとの指摘もある。そうした中、被害の深刻さから凶悪性が高い強姦罪について、告訴がなされなければ、訴追されず、その結果被害が潜在化し、性犯罪の厳正な対処が実現できなくなるため、告訴がなくても訴追し得るよう非親告罪とすることが適当である」旨の見解が示された。

なお、韓国では19歳未満の者に対する一部の性犯罪に關し、適切な処罰を阻害している状況を解消し、処罰の実効性を高めることを立法趣旨として、被害者が積極的に処罰を希望しない旨の意思表示

をしない限り訴追し得る制度へと法改正がなされたことがあり（参考2）、こうした仕組みは参考となり得るとの見解が示された。

他方、「強姦罪については、不起訴処分となったもののうち、当該処分となった理由において、被害者による告訴の取消が一定程度を占める状況である。非親告罪化については、こうした告訴取消を選択する被害者の権利行使への影響に十分留意することが必要である」旨の慎重な立場からの見解も示された。（資料10参照。）

（参考2）第63回専門調査会におけるヒアリング (<http://www.gender.go.jp/danjo-kai/gi/boryoku/list.html>)

イ 性交同意年齢の引き上げ（注1）

現行強姦罪では、暴行又は脅迫を用いない姦淫によっても強姦罪が成立する年齢を13歳未満と規定している。強姦罪は、被害者に占める未成年の割合が極めて高く、若年層に対する性犯罪に対してより厳正な対処を図る観点から、この暴行又は脅迫を用いない姦淫によっても強姦罪が成立する年齢を引き上げることについて調査検討を行った。

今次の調査検討においては、特に低年齢の被害者保護の徹底、性犯罪の厳正な対処の観点から、13歳となっている現行の年齢を一定程度引き上げる方向性に意義があるという見解が多く見られた。

その内容として、暴行又は脅迫を用いない姦淫によっても強姦罪が成立する年齢については、引き上げを図るべきとの観点から、

「強姦罪は、性的自由に対する罪としての位置付けが判例（注2）・通説であるが、13歳以上であれば、自発的かつ真摯に性交について合意をなし得ると言えるのか疑問であり、引き上げが必要」

「被害が最も多い年齢層（13歳～19歳）の法的保護を厚くすべき」との見解が示され、

引き上げの具体的な水準として、

「国内法での刑事責任年齢（14歳）との平仄を考慮するべき」

「改正刑法草案でこの年齢が14歳未満とされたことを踏まえるべき」（資料11参照。）

との見解が示された。

一方、「強姦罪が性的自由に対する罪としての位置付けが判例・通説である中で、低年齢層の性的自由を制限することとなる年齢の引き上げと、若年層の意思決定年齢を一般的に引き下げる求め方向性とが整合しているのかとの論点が生じ得る。それを整理す

るため、低年齢層に対する強姦罪を、性的自由に対する罪としての位置付けとは別に、低年齢層を保護するという観点から位置付けることが望ましい」旨の見解も示された。

年齢に基づく一律的な判断ではなく、個別事案ごとに、被害者の成長発達に応じた段階的な制限を設けるべきといった見解も示された。

他方、暴行又は脅迫を用いない姦淫によっても強姦罪が成立する年齢の在り方については、青少年の性行動についての実態を踏まえることが必要との慎重な立場からの見解が示された。

18歳未満の児童に対する性犯罪について、刑事手続において、既存の法令に基づく厳正な対処を引き続き徹底する必要がある。

(注1) 第3次計画では、強姦罪において、暴行又は脅迫を用いない姦淫によっても強姦罪が成立する年齢を13歳未満とし、この年齢を「性交同意年齢」と記述しているが、児童福祉法において、児童に淫行させる行為が禁止されており、また、その他の児童の保護に関する観点から定められた法令の規定により、18歳未満の児童に対する淫行が処罰されていることから、暴行又は脅迫を用いない姦淫によっても強姦罪が成立する年齢を「性交」を「同意」することができる「年齢」であるかのような印象を与える「性交同意年齢」との表現は、この欄以降使用していない。

(注2) 刑法一七七条、一七八条は、一三歳以上の婦女に対し暴行又は脅迫を用い、或いはその心神を喪失させ、若しくはその抵抗を不能にさせ、又はその心神喪失若しくは抵抗不能の状態にあるのに乘じてこれを姦淫した者を二年以上の有期懲役に処することとし、他方、一三歳に満たない婦女については、右のような手段を用いず、またその同意を得ていたとしても、これを姦淫した者は、同様に処罰されることとしている。刑法のこれらの規定は、つまるところ、一三歳に満たない婦女は、いまだ性的行為の意義を理解できず、したがつて、これに対する同意能力を欠いているし、一三歳以上の婦女であつても、その自由意思を抑圧し又はそれが欠けている前記のような特殊な事態のもとでこれを姦淫することは、いずれにしても、性的な行為についての自由な自己決定権を侵害するものであつて、被害者個人の性的な自由をその保護法益とするものと解される。

(最大判昭60・10・23 補足意見 刑集〔最高裁判所刑事判例集〕第39巻第6号413頁)

(参考)

- 児童福祉法三四条一項六号にいう「淫行」には、性交そのもののほか性交類似行為をも含む（略）。（最一小判昭47・11・28 刑集第26巻第9号617頁）
- 本条例一〇条一項の規定にいう「淫行」とは、広く青少年に対する性行為一般をいうものと解すべきではなく、青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乘じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか、青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱つているとしか認めら

れないような性交又は性交類似行為をいうものと解するのが相当である。（最大判昭 60・10・23 刑集第 39 卷第 6 号 413 頁）

ウ 構成要件の見直し（「暴行又は脅迫を用いて」要件）

現行強姦罪では、被害者が 13 歳以上の場合、「暴行又は脅迫を用いて」姦淫を行うことが成立要件とされている。これについて、「暴行又は脅迫を用いて」要件を取り扱うことも含め、どのような規定の在り方が性犯罪への厳正な対処につながるかといった点について調査検討を行った。

強姦罪の構成要件としての「暴行又は脅迫」については、判例（注 3）・通説で、被害者の反抗を著しく困難にする程度のもので足り、反抗を抑圧する程度に達する必要はないとされており、その程度については、暴行・脅迫の態様のほか、時間的・場所的状況、被害者の年齢・精神状態等の諸般の事情を考慮して客観的に判断されることになるとされている。

この要件については、見直し又は取り扱うべきとの観点から、「被害者の女性が、恐怖などを理由に抵抗を示さなかったものの、同意はしていないと考えられる場合などについて「暴行又は脅迫を用いて」要件の認定が困難であるため告訴・起訴へ至らないケースがある。このことから、同意のない姦淫に厳正に対処しうるよう、この要件の見直しが必要」

「強姦罪は性的自由に対する罪であるとの位置付けが判例・通説であり、その位置付けを論理的に突き詰めるのであれば、この要件は取り扱い、被害者の同意の有無のみを構成要件とするよう見直しが必要」

との見解が示された。また、加害者側への立証責任の転換を求める見解も示された。

一方で、「暴行又は脅迫を用いて」要件を取り扱うことについては、「同意の有無のみを要件とした場合、イギリスにおける事例（参考 3）を見ても、被害者の内面・主観という客観的に認定しがたい事項が争点となり、かえって立証の困難性が高まり、被害者保護につながらないおそれがあり、慎重な検討が必要」

「法定刑との関係では、「暴行又は脅迫を用いて」要件を取り扱った場合、法定刑を引き下げざるを得ないとの考え方方が生じる可能性に留意することが必要」

との見解が示された。

なお、「暴行又は脅迫を用いて」要件を変更する場合にあっては、要件認定が困難となり、被害者の負担が増すということとならないよう留意することが重要であるとの見解が示されている。

(注 3)

- 刑法第一七七条にいわゆる暴行又は脅迫は相手方の抗拒を著しく困難ならしめる程度のものであることを以て足りる。(最三小判昭 24・5・10 刑集第 3 卷第 6 号 711 頁)
- 刑法一七七条にいわゆる暴行脅迫は相手方の抗拒を著しく困難ならしめる程度のものであることを以つて足りると判示している。しかし、その暴行または脅迫の行為は、単にそれのみを取り上げて観察すれば右の程度には達しないと認められるようなものであつても、その相手方の年令、性別、素行、経歴等やそれがなされた時間、場所の四囲の環境その他具体的な事情の如何と相伴つて、相手方の抗拒を不能にし又はこれを著しく困難ならしめるものであれば足りると解すべきである。(最二小判昭 33・6・6 裁判集〔最高裁判所裁判集刑事〕第 126 号 171 頁)

(参考 3) 第 62 回専門調査会におけるヒアリング (<http://www.gender.go.jp/danjo-kai/gi/boryoku/list.html>)

エ 構成要件の見直し（指導的立場にある者、保護する責任のある者からの行為の加重刑罰等）

指導的立場にある者、保護する責任のある者からの性犯罪については、被害が潜在化・継続化・深刻化する可能性が高い。この点について、当専門調査会で検討が行われ、平成 16 年 3 月に取りまとめた報告では、罰則については、強姦罪や児童福祉法などによる取締りの強化に努めること、児童に対する性的虐待については、被害者が訴え出ることが困難であるという特性にかんがみ、強姦罪等とは別の処罰規定を設けるよりも、まずは事案の顕在化を促すことを第一に考えていくことが必要とされた。

第 2 次男女共同参画基本計画（平成 17 年 12 月 27 日閣議決定）や第 3 次計画に基づく児童への性的虐待事案の顕在化などの取組が行われているものの、その後も、親族や教師による犯罪が大きな社会問題となっている状況が認められる。

指導的立場にある者や保護する責任のある者からの性犯罪については、18 歳未満の児童に対する事例を中心として、顕在化を促進するために、後述 2 で述べる取組を着実に進めることが求められる。

オ 構成要件の見直し（「女子に対する」「姦淫」要件） 「女子に対する」「姦淫」が強姦罪の成立要件とされていることに

ついて、性犯罪への厳正な対処の観点から妥当性について調査検討を行った。特に「女子に対する」要件については、他の国の法改正の動向も考慮し、強姦罪の保護法益として判例・通説である性的自由の理念は両性に共通であり、男性被害への厳正な対処にもつながることから男女を問わずニュートラル化することには意義が認められるとの見解がある一方、現実に性犯罪被害の多い女性に対する保護の必要性の観点も引き続き考慮し、女子のみとすることに意義があるとの見解も示された。

(参考)

刑法一七七条は、「暴行又ハ脅迫ヲ以テ十三歳以上ノ婦女ヲ姦淫シタル者ハ強姦ノ罪ト為シ二年以上ノ有期懲役ニ処ス十三歳ニ満タサル婦女ヲ姦淫シタル者亦同シ」と規定し、強姦罪の成立には刑法上その客体を婦女のみに限つていていること並びに憲法一四条一項は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定していることは、所論のとおりである。しかし、右憲法一四条一項の規定が、国民を政治的、経済的又は社会的関係において原則として平等に取り扱うべきことを規定したのは、基本的権利義務に関し国民の地位を主体の立場から観念したもので、国民がその関係する各個の法律関係においてそれぞれの対象の差に従い異なる取扱を受けることまで禁ずる趣旨を包含するものでないこと、並びに、国民の各人には経済的、社会的その他種々な事実的差異が現存するのであるから、一般法規の制定又はその適用においてその事実的差異から生ずる不均等があることは免れ難いところであり、従つて、その不均等が一般社会観念上合理的な根拠のある場合には平等の原則に違反するものといえないことは、夙に当法廷の判例とするところである。(前者につき判例集四巻一〇号二〇四〇頁後者につき同巻六号九六一頁参照)。

そして、刑法が前記規定を設けたのは、男女両性の体質、構造、機能などの生理的、肉体的等の事実的差異に基き且つ實際上強姦が男性により行われることを普通とする事態に鑑み、社会的、道徳的見地から被害者たる「婦女」を特に保護せんがためであつて、これがため「婦女」に対し法律上の特權を与え又は犯罪主体を男性に限定し男性たるの故を以て刑法上男性を不利益に待遇せんとしたものでないことはいうまでもないところであり、しかも、かかる事実的差異に基く婦女ののみの不均等な保護が一般社会的、道徳的觀念上合理的なものであることも多言を要しないところである。されば、刑法一七七条の規定は、憲法一四条に反するものとはいえない。(最大判昭 28・6・24 刑集第7巻第6号 1336 頁)

力 その他

以上のほか、被害の重大性に鑑み強姦罪の法定刑の下限を引き上

げるべきとの見解があり、平成 16 年に強姦罪の法定刑の下限が 3 年に引き上げられた経緯を踏まえ、強姦罪の量刑の動向などを注視し、必要に応じて改めて当専門調査会で取り上げることが適当と認めた。

③ 強姦罪の見直しの今後について

強姦罪の見直しについては、法務省において、多様な論点を尽くした検討が行われることとなるが、その際、被害者の保護、被害の顕在化を図るべく、性犯罪への厳正な対処に関して強い問題意識を持って行った当専門調査会の調査検討結果を踏まえて検討が行われるよう期待する。当専門調査会としても、今後の強姦罪の見直しの動向を強い関心を持って見守り、状況に応じて調査検討を行うこととする。

(2) 証拠の採取と保全

電車内における痴漢事犯等の性犯罪は、目撃者の確保が困難であるなど、人的証拠や物的証拠に乏しく、事実の認定については、被害者の供述を中心に行われることがある。証拠が保全されておらず立証が困難となるおそれのある状況では、性犯罪被害者が捜査又は裁判に関与しても、負担感を感じ、事件の正当な解決がなされるのか不安を抱き、被害者の精神的被害の回復に障害となり、刑事手続が円滑に行われないおそれも懸念される。

また、性犯罪については、被害者の置かれた状況から、長期間告訴を決断できない、又は告訴したくとも困難である場合もある。強制わいせつ罪、強姦罪等の性犯罪については、被害者が精神的打撃から短期間に告訴についての決断をすることが困難であることなどに鑑み、平成 12 年に告訴期間の制限が撤廃されている。このようなことから、被害者が、被害から長期間経過後に告訴の意思決定を行う場合にも対応できるよう、採取した証拠を長期間適正に保全する対策が必要である。

一方、性犯罪被害者は、被害直後に、警察よりも先に医療機関を受診することがあるが、DNA 試料の採取がなされないことや、先に警察に行くよう教示されるものの具体的な説明がなく、被害届の提出に至らない例がある。

また、被害直後に医療機関を受診しない場合、有効な証拠採取ができないのみならず、緊急避妊、性感染症の予防的治療等の措置が手遅れとなることがある。加えて、性犯罪被害者は若年者が多く、警察による公費負担が償還払いである場合、高額な医療費の負担等により検査や治療を断念することが考えられる。

さらに、医療機関としても性犯罪の証拠保全に関する意識が必ずしも高いとは限らず、証拠保全が十全に行い得る体制が整備されていない場合も多い。

そこで、被害直後の証拠の採取とその保全について調査検討を行った（診断・治療等に関する支援については、後述Ⅱ 3 参照。）。

① これまでの取組

各都道府県警察では、性犯罪被害者に負担をかけずに証拠の採取を行えるよう、採取要領を定めているほか、採取に必要な用具、衣類を預かる際の着替え等を整備している。

また、事件発生時における迅速かつ適切な診断・治療及び証拠採取や女性医師による診断等を行うため、産婦人科医会等とのネットワークを構築し、連携強化に努めている。

② 検討内容

性犯罪の被害を受けた場合、その証拠となるものが被害者の身体や衣類に残されていることが多いことから、その痕跡が失われないよう、被害直後に証拠の採取が必要となる。しかし、現状では、被害直後に医療機関を受診しても、証拠保全の対応や警察への被害の申告が行われないと、証拠を失うおそれがある。

そこで、証拠採取に係る資機材を整備するとともに、警察官及び医療関係者を対象とした研修やマニュアルの作成等により、証拠の採取・保全を行うことができる人材及び機関を養成する必要がある。

また、被害届の提出及び告訴の意思決定がなされていない場合であっても、被害直後に医療機関を受診又は警察に被害を申告した時点で証拠の採取を行い、後日、意思決定がなされた際に、証拠として活用できるよう、証拠を確実かつ適正に保全する取組が必要である。

後述Ⅱ 1 の「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」においては、性犯罪被害者が警察への通報を希望しない場合には、被害者の心情に配慮しつつ、警察への届出を勧め、それでも被害者が警察への通報を希望しない場合には、ワンストップ支援センターにおいて採取した試料を保管することも考えられるが、その保管方法等保管の在り方については、更に慎重な検討を要するとしている。

特に、証拠保全に関しては、被害から長時間経過後に告訴等の意思決定がなされた場合でも、裁判に際し、証拠として活用できるよう、具

体的な採取の方法及び保管の条件について検討が必要である。

なお、第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定。資料7参照。）では、「警察庁において、厚生労働省の協力を得て、医療機関において性犯罪被害者からの証拠採取及び採取した証拠の保管が促進されるよう、資機材の整備、医療機関への働きかけを推進する。」こととされている。

加えて、被害から長時間が経過し、加害者のDNAが既に失われている時期であっても、性感染症の病原体DNAが被害者体内に残されている可能性がある。アメリカでは既に病原体DNAを証拠として採用できるような仕組みがあり、この手法を参考にすべきであるとの見解が示された。

2 各種の性犯罪への対応～指導的立場にある者等による性犯罪の防止等

性犯罪については、教育・研究・医療・社会福祉施設・スポーツ分野や職場における指導的立場にある者により、児童・生徒等が被害を受けているものがある。報道を見ても、被害が長期にわたり繰り返された後に発覚した深刻な事案も少なくない。しかし、その実態に関しては、例えば、文部科学省によると、平成22年度、公立の小学校、中学校、高等学校等において、わいせつ行為等を行った当事者として懲戒処分等（訓告等及び諭旨免職まで含めたもの）を受けた教育職員の数は175人であったが、国立、私立の学校を含め全国的に把握される仕組みがなく、被害実態の全容は明らかではない。

また、指導的立場にある者による性犯罪については、その優位な立場等を利用しておらず、弱い立場である被害者にとっては、被害を言いにくい、被害を訴えても信じてもらえない、教育指導・補助やしつけであるなどの抗弁によって被害の事実が認定されないなど、被害を訴え出ることが困難な状況に置かれる。そのため、被害がより潜在化・継続化・深刻化する傾向が懸念される。

さらに、近親者等親密な関係にある者による性犯罪については、特に子どもに対する家庭内の性犯罪で、本来子どもの立場に寄るべき親等が自ら加害者であるか又は加害者側に立って行動することもある。こうした場合、被害者である子どもは家庭内で誰にも被害を相談することができず、その結果、第三者に被害の実態を明らかにすることは一層困難となり、被害がより潜在化・継続化・深刻化し、子どもの一生に拭いがたい影響を与える。

ねない。

加えて、性犯罪被害者が知的障害を持つ場合、その加害者は保護者や兄弟、施設職員等であることが見られ、また、成人しても引き続き被害を受け、望まない妊娠に至っても医療機関への受診が遅れやすいことも懸念される。

これらの現状に鑑み、指導的立場にある者等による性犯罪の防止等について調査検討を行った。

① これまでの取組

文部科学省では、被害を受けた児童生徒に適切に対応できるよう、スクールカウンセラー等の配置の推進、教員向けの指導参考資料の作成、子どもの心のケアのシンポジウムを開催するなど、学校における教育相談体制の充実を支援している。

厚生労働省では、医療機関に関する苦情対応窓口として、都道府県等に医療安全支援センターの設置を促進している。また、障害福祉サービス事業所等の従事者等に対する研修を促進するとともに、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の施行に伴い、本年10月以降、市町村や都道府県の障害者福祉に関する事務の担当部局等が障害者虐待の通報窓口としての機能を果たすこととしている。さらに、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）に基づき、事業主に対してセクシュアル・ハラスメント対策を講じるよう、周知啓発、指導を行うとともに、専門知識を持った職員を都道府県労働局雇用均等室に配置し、労働者及び事業主等からの相談に対応している。

② 検討内容

指導的立場にある者等による性犯罪については、被害者が訴え出ることが困難であるというその特性に鑑み、厳正に対処して加害者を処罰するためには、まずは事案の顕在化を促すことを第一に考えていくことが必要である。

学校において教員による性犯罪等が発生し、性犯罪に関する知識がない管理職員のみで事実関係の調査が行われた場合、性犯罪被害が認定されず、潜在化につながるおそれがある。そのため、学校の設置者である各教育委員会等によって調査が行われることが原則であり、今後も適切に調査が行われるようにすべきである。また、各教育委員会における再発防止対策を検討する際には、弁護士等の専門家の知見を得ることも考

えられる。さらに、民間支援団体が相談を受けた場合は、当該団体から教育委員会や大学のセクシュアル・ハラスメント防止関係委員会等に申し入れるなど、教育委員会等と連携して対応することが望ましい。加えて、性犯罪等により懲戒免職等となった教員が再度教員に再就職するなどのケースにおいて、更なる被害を生じさせないようにすることが課題であり、その対応について幅広く検討する必要がある。

次に、家庭内における子どもに対する性犯罪については、顕在化を進め、加害者や、性的虐待による被害を写した児童ポルノの販売者等への厳正な処罰により子どもに対する性犯罪を許さない毅然とした姿勢を示すとともに、学校・児童福祉施設等子どもと直接接する業務を行う施設で、子どもが相談しやすい環境を整備し、被害の兆候を把握して児童相談所等と連携して対応するための研修・広報啓発の実施を進める必要がある。また、配偶者暴力相談支援センターにおいて、配偶者からの暴力の被害者からの相談等の過程で子どもに対する性犯罪を把握した場合について、児童相談所等と連携して対応することが求められる。

指導的立場にある者については、自身に性犯罪の加害者になり得るという意識がないことが想定されるため、研修や大学の課程等において性犯罪被害に関する啓発を行うなど、教育、研究、医療、社会福祉、スポーツ等の関係者の意識改革が必要である。

児童・生徒に対しても、性犯罪被害や相談に関する啓発を行う必要がある。特に小学生や知的障害を持つ者については、本人に性犯罪被害であること自体の認識がない場合があるため、法や司法によって守られることを伝え、被害を受けた場合に相談を促す教育が必要である。被害を受けた児童・生徒が相談することを契機に、被害の顕在化を促すとともに、学校等で適切な支援が行われるものと考えられる。

なお、被害を受けた児童・生徒に対しては、学校への通学が様々な面で困難となる場合もあるため、学習支援が必要であるとの見解が示され、速やかな対応が求められる。

II 被害者への支援・配慮等

性犯罪は、女性に対する暴力の中でも、最も女性の人権を踏みにじる、決して許されない行為であり、被害者を身体的に傷つけるのみならず、その心に深い傷を負わせるものである。しかし、社会的認識はいまだ不十分であると指摘されており、国民一人一人がよく理解し、被害者に対し、十分な配慮を行うよう、広報に注力するとともに、各種研修を徹底する必要がある。

当専門調査会で、内閣府の「パープルダイヤル」事業を通じて得られた課題等について取りまとめたところ、強姦・強制わいせつに関する相談の約6割が知っている者からの被害であったこと、こうした被害者への支援が十分には行われていないケースもあったことなど、性犯罪被害の深刻な状況と支援の必要性を改めて確認された。(資料8参照。)

さらに、先述の内閣府の「男女間における暴力に関する調査」では、異性から無理やり性交された経験を持つ女性は7.7%で、加害者が面識のある者は76.9%を占めた。その被害を誰にも「相談しなかった」という割合は67.9%で、その理由は様々であり、「恥ずかしくて言えなかつた」、「そのことについて思い出したくなかったから」が多かった。一方、「相談した」という割合は28.4%、その相手は「友人・知人」が18.7%と最も多く、警察に相談したのは3.7%であった。(資料9参照。)

このような結果から、多くの被害が潜在化していることが明らかとなった。そのため、関係機関がより一層連携を強化し、被害を潜在化させず、支援を受けられる取組を進めることが課題である。また、性犯罪は、被害者が身体的被害のみならず、長期に及ぶ精神的被害を負う可能性も高く、その支援は、被害直後のみならず、長期間にわたって継続することが求められる。

そして、性犯罪被害者が、望む場所で、必要な時にいつでも、情報の入手や相談ができ、専門的知識と技能に裏付けられた支援が受けられるような、継ぎ目のない支援体制を整備するなど、より性犯罪被害者のニーズに寄り添う施策の充実が強く望まれる。

1 ワンストップ支援センターの設置促進等

性犯罪被害者は、心身に大きなダメージを受けているにもかかわらず、その多くは、被害に遭ったことを誰にも相談できずにいる。何とか、誰かに相談し、あるいは支援を受けようという気持ちになってしまっても、被害直後どこに行けば必要な支援が受けられるのかがわからず、必要な支援にたどりつくまでには、自ら調べて、いくつもの支援機関等に足を運び、その度に自分の身に起こったことを説明し、その過程で、相手の心ない言動に傷つけられることもあり得る。また、必要な支援機関にたどりつく前に、気持ちが萎えてしまい、結局、何の支援も受けられないといったこともあり得る。

そのため、性犯罪被害者のために必要な支援を提供したり、あるいはこれにつなぐ機能・役割を果たす人と場所の確保が課題と考えられ、第3次計画においても性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置を促進する旨の施策が盛り込まれたことから、ワンストップ支援センターの

設置促進等について調査検討を行った。

① これまでの取組

平成 22 年度に、全国初の性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター（医師による心身の治療、医療従事者・民間支援員・弁護士・臨床心理技術者等による支援、警察官による事情聴取等の実施が可能なセンター）の取組が開始された。平成 22 年 4 月、「性暴力救援センター・大阪（Sexual Assault Crisis Healing Intervention Center Osaka）」（通称「S A C H I C O」）が、大阪府松原市内にある病院の一角で事業を開始し、支援のコーディネート・相談等を担う S A C H I C O 支援員と産婦人科医師の共同事業の形で 24 時間 365 日対応のワンストップ支援を行っている。また、警察庁及び愛知県警察では、平成 22 年度モデル事業として性犯罪被害者対応拠点「ハートフルステーション・あいち」を愛知県一宮市にある病院内に設置し、現在も、愛知県警察において運営している。続いて、平成 24 年度には、「性暴力救援センター・東京（Sexual Assault Relief Center）」（通称 S A R C）が、東京都にある病院を協力病院として、S A C H I C O と同様に、支援のコーディネート・相談や同行支援を担う支援員と産婦人科医師との共同事業の形で開始された。さらに、佐賀県では、平成 24 年度性暴力被害者支援モデル事業として、「性暴力救援センター・さが」（通称さが mirai）を県立病院内に設置し、相談、支援において男女共同参画センターと総合的な連携体制を図る事業を始めた。

第 3 次計画及び第 2 次犯罪被害者等基本計画には、ワンストップ支援センターの設置促進のための施策が盛り込まれている。その施策の一つとして、内閣府では、有識者や関係省庁の協力を得て、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの開設・運営の手引」（http://www8.cao.go.jp/hanzai/kohyo/shien_tebiki/index.html）を作成し、平成 24 年 5 月に公表した。

また、上記以外に、ワンストップ支援センターの設置促進に関して、第 2 次犯罪被害者等基本計画には、警察庁による平成 22 年度に実施した性犯罪被害者対応拠点モデル事業の検証、厚生労働省による医療機関に対するワンストップ支援センターについての啓発や協力が可能な医療機関の情報収集及び提供、医療機能情報提供制度における登録内容へのワンストップ支援センター設置の有無の追加などの施策が盛り込まれている。このうち、警察庁において、平成 23 年に性犯罪被害者対応拠点モデル事業の検証報告を公表している（<http://www.npa.go.jp/higaisya/higaisya8/>

houkokusyo.pdf)。

このほか、性犯罪被害者施策として、両基本計画には、被害者への支援・配慮に関する多くの施策が盛り込まれている。また、犯罪被害一般の施策ではあるが、地方公共団体では、犯罪被害者等に関する適切な情報提供等を行う総合的な対応窓口が設置されている。警察においても、関係省庁の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで、知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとして、被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークを設置している。

② 検討内容

ア ワンストップ支援センター

性犯罪被害者に対しては、被害直後からの産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法律的支援等の総合的な支援が必要とされ、その支援は長期に及ぶこともある。その心身の回復を図るために、警察で犯罪として取り扱われているかどうかを問わず、早期に産婦人科医療や心理的支援を提供することが有効であるとともに、中長期の生活支援も視野に入れて支援を行うことが求められる。

急性期については、ワンストップ支援センターの先行事例を見ても、被害者の負担の軽減、健康の回復のみならず、警察への届出促進や被害者の潜在化防止にも資するものである。そのため、被害直後から被害者に寄り添う存在が重要で、その役割を果たす公的機関あるいは民間団体の必要性、また、地域で受け入れるネットワークの必要性、さらに、急性期から長期にわたる様々なニーズに応じた支援につなぐ支援を提供する必要性が認められる。

まず、ワンストップ支援センターでは、被害者からの相談に応じるとともに、支援のコーディネートと産婦人科医療（救急医療・証拠採取等）が特に重要であり、こうした点も踏まえて、目的・形態・支援内容等についてまとめた「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」を基に取組を普及し、一層の設置促進を図る必要がある。

この点、産婦人科医療や支援のコーディネート等を民間機関が担う場合、体制の整備や費用負担が課題であり、検討が必要と考える。また、守秘義務を課すなど被害者のプライバシー保護を徹底することが求められる。

なお、韓国のワンストップ支援センター（参考4）においては、被害届の提出の意思にかかわらず、証拠採取・保全に加え、急性期に必要な緊急避妊や性感染症検査・治療等が公費で受けられるようになっており、参考にすべきである。（資料14参照。）

（参考4）第63回専門調査会におけるヒアリング（<http://www.gender.go.jp/danjo-kai/gi/boryoku/list.html>）

イ 関係機関のネットワーク

性犯罪被害者が相談窓口等を訪れた際に、必要な支援に結びつくことが容易になるよう、地域として関係機関のネットワークを活用した取組を促進する必要がある。また、性犯罪被害者の置かれた状況に鑑みると、ワンストップ支援センターによる急性期対応のみならず、医療機関、捜査機関、裁判所等への付き添いなど、継続的かつ専門的な支援やフォローアップを行う拠点が必要となる。

関係機関においては、専門家の育成が必須であり、弁護士、医師、臨床心理技術者、看護師等を対象に、性犯罪被害に関する専門性を高めるための研修を行うなど、その専門性を生かして職務に従事し、技能を高めることができる環境づくりを促進することが望ましい。

地方公共団体においては、総合的な対応窓口の設置を促進し、居住場所の確保や生活支援策に対する取組や、医療機関、捜査機関、裁判所等への付添支援を行うことなどにより、身近な公的機関としての役割を果たせるものと考える。窓口相互間での情報共有は、その対応の改善や専門性の向上に資するため、窓口相互間の連携を一層促進するとともに、被害者が引っ越しても支援を継続できるような取組を推進することが有益である。

また、犯罪被害者支援団体や男女共同参画センターにおける中長期的なカウンセリングを含め、被害回復のための自立支援等の体制の整備及び連携の充実を図るとともに、必要があれば、婦人保護事業や、配偶者暴力防止法による一時保護又は福祉事務所による自立支援の措置を活用し、性犯罪被害者支援の取組を一層促進することが望まれる。

2 被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進

（1）捜査・裁判手続等における性犯罪被害者の負担の軽減

性犯罪被害者にとって、事件の正当な解決は、その回復に不可欠であり、また、解決に至る過程に関与することは、その精神的被害の回復に資する面もある。

一方、被害者は、刑事手続の煩雑さ、事情説明の繰り返し又はプライバシー事項に関する説明による負担、雇用関係の維持に困難を来す負担等から、被害届の提出及び告訴に至らないことも考えられる。そのためにも、被害直後における女性警察官の対応が求められる。

そこで、運用の改善を図るため、捜査・裁判手続等における性犯罪被害者の負担の軽減について調査検討を行った。

① これまでの取組

第3次計画には、女性警察官等による支援や被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進など性犯罪被害者への支援・配慮等に関する施策が複数盛り込まれている。また、第2次犯罪被害者等基本計画にも、捜査、公判等の過程における配慮等に関する施策や日本司法支援センターによる支援に関する施策が複数盛り込まれている。

具体的には、警察では、性犯罪被害者が安心して事情聴取に応じられるよう、女性警察官の配置、活用を進めるとともに、被害者専用の事情聴取室及び被害者専用車両を整備している。また、産婦人科医と連携し、警察と病院で共通して必要となる情報を記載する「被害者情報シート」を策定し、被害者への重複の聴取による負担の軽減を図ることを検討している。

次に、警察では、被害者連絡制度として、事件担当捜査員の中から被害者連絡責任者を定めて捜査の経過等を被害者のニーズに応じて連絡している。また、検察では、被害者等通知制度に基づき、事件の処理結果、裁判結果及び加害者の刑務所からの出所情報等を通知していたが、平成19年12月からは、検察庁、刑事施設、少年院、少年鑑別所、地方更生保護委員会や保護観察所が連携し、加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、少年院における処遇状況に関する事項、仮釈放・仮退院審理に関する事項及び保護観察中の処遇状況に関する事項などの情報についても提供するようになった。

公判段階では、氏名等の秘匿の決定、証人への付添い、証人の遮へい、ビデオリンク方式での証人尋問等被害者の精神的負担を軽減する措置が講じられている。

日本司法支援センターでは、被害者支援に精通した弁護士の紹介を行うとともに、弁護士会等と連携するなどして、弁護士によるサービスの拡充に努めている。

② 検討内容

ア 捜査・裁判手続における負担軽減

まず、性犯罪被害者は、刑事手続や医療の過程で、被害の態様等につき繰り返し説明を求められたり、被害発生地の警察署まで赴くなど、刑事手続を継続すること自体が負担になることがある。

これまでの重複の聴取による負担の軽減を図る取組を一層促進するとともに、事情聴取回数の軽減などその負担に十分に配慮した対応を考慮すべきである。この点、性犯罪被害者の事情聴取が行われる警察署まで支援員や弁護士が付き添うことにより、性犯罪被害者がサポートを受けることが可能となることを考慮すべきである。

また、特に被害者が児童である場合については、その心情や特性を理解し、被害児童に対する聴取技法について検討を行い、確立された聴取技法の普及を推進する必要がある。

次に、性犯罪被害者は、通常、被害届や告訴の意味など刑事手続について熟知していることは想定されず、刑事手続の進展に不安を感じている。警察、検察では、関係機関・団体においても、刑事手続及び犯罪被害者等のための制度に関する共通かつ明確な説明が行われるよう、引き続き、パンフレット等の内容を充実させ、周知するとともに、性犯罪被害者に対し、事件の進捗状況も含め、心情に配慮した報告を一層充実させるべきである。

さらに、性犯罪被害者は、裁判参加によりさらに心身の不調を来る場合があり、裁判手続に適切に対応できない被害者が不利益を受けないよう、ビデオリンクなどの取組や心理面でのサポートを一層推進していく必要がある。

加えて、裁判員裁判の対象となる性犯罪（強姦致死傷罪、集団強姦等致死傷罪、強制わいせつ致死傷罪）については、被害者にとって、証人出廷が負担となったり、裁判員による二次的被害を受けるおそれがあるため、裁判員裁判を回避することも考えられるとの見解があり、裁判員制度の見直しの際に、性犯罪を対象とするか否かを取り上げなければならないとの問題意識が示された。

なお、アメリカ等では、性犯罪被害者の過去の性体験を示して合意の証拠とするような行為を禁ずる法律（いわゆるレイプシールド法）が導入されており、参考とすべきであるとの見解が示された。

イ 弁護士による支援の充実

性犯罪被害者は、民事・刑事の裁判手続に関与せざるを得ないことが多く、その対応には相当の負担を伴うところ、性犯罪被害者支

援に精通している弁護士が少なく、その育成が必要であるとの見解が示された。

性犯罪被害者に対する弁護士による支援には、民事の損害賠償請求、被害届提出、告訴、警察への同行、裁判対応等様々なものがある。このような被害直後から手続のあらゆる局面で弁護士の支援を受けることは有効であり、プライバシー保護にも資する。

そこで、性犯罪被害者が、性犯罪被害者支援に精通した弁護士、特に女性を依頼しやすい環境を整備するとともに、弁護士に対し、性犯罪被害者の置かれた状況や民事訴訟の動向の共有を図る研修や啓発活動が行われることが望ましい。女性弁護士の全国への配置が重要である。

(2) 二次的被害防止のための取組

性犯罪被害者は、最初に対応した警察官、医療関係者、相談相手等の心ない言動に傷つけられ、いわゆる二次的被害を受け、心身に大きなダメージを抱えることがある。

また、この結果、被害の訴えに至らない場合があり、捜査・裁判手続においては、捜査機関、弁護士、裁判官等から二次的被害を受けることはないとの安心感が確保されなければ、性犯罪被害が潜在化するおそれが増大する。一方、警察に届け出なかつた場合には必要な支援を受けられないという問題が生じ得る。

そこで、関係者の対応の改善を図るため、性犯罪被害者の二次的被害の防止のための取組について調査検討を行った。

① これまでの取組

第3次計画には、被害者等の安全の確保や二次的被害防止の観点から被害者等に関する情報の保護に関する施策が盛り込まれている。また、第2次犯罪被害者等基本計画にも、捜査、公判等の過程における配慮に関する施策が複数盛り込まれている。

具体的には、警察、検察において、職員の性犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実を図り、職員の対応の改善に努めている。

また、実況見分の際にダミー人形を用いるなど、事件の再現により被害者の方が感じる精神的負担の軽減に努めている。

② 検討内容

捜査においては、事情聴取のみならず、実況見分での犯行再現や供述調書の内容などによって、また、公判においては、証人尋問で事件と関連性の乏しい過去の性体験について尋問されることなどによって、二次的被害を受けることが考えられる。

捜査では、実況見分の際にダミ一人形を用いるなど、これまでの性犯罪被害者的心情に配意した取組を一層推進することが求められる。

また、捜査・公判において、性犯罪被害者に二次的被害を与える主体となり得る警察官、検察官、裁判官、弁護士等に対し、性犯罪の実態や被害者的心情・精神的苦痛への理解を促すため、研修の充実及びその履修の促進を図る必要がある。

公判においては、性犯罪被害者の過去の性体験やプライバシーを害する事項について関係なく尋問されることがないようにする必要があり、アメリカ等ではいわゆるレイプシールド法によって法的に規制する例があるが（前述①②ア参照。）、当面は、訴訟指揮権の行使、尋問者の配慮や注意等によって対応することが適当であるとの見解が示された。

3 診断・治療等に関する支援、専門家の養成等

(1) 医療機関における支援体制の整備等

性犯罪被害者は、被害直後に、警察よりも先に医療機関を受診することがある。この場合、DNA試料の採取がなされないことや、先に警察に行くよう教示されるものの具体的な説明がないため、以降は被害者が一人で問題を抱え込むことになり、ひいては被害届を提出する機会を逃すことも考えられる。また、被害直後に医療機関を受診しない場合、有効な証拠採取ができないのみならず、緊急避妊、性感染症の予防的治療等の措置が手遅れとなることがある。

また、性犯罪被害者は、当該犯罪による直接的な精神的・身体的被害を受けているのみならず、医療等の過程で配慮に欠けた対応をされることによっていわゆる二次的被害を受けることもある。

このような性犯罪被害者の精神的・身体的被害に対して、専門的知識と技能に裏付けられた支援が提供されなければ、急性期を含む以降のその十分な回復は困難となる。

そこで、制度運用の充実や関係者の対応の改善を図るために、医療機関における支援体制の整備等について調査検討を行った。

① これまでの取組

第3次計画には、診断・診療等についての性犯罪被害者の支援に関する施策が複数盛り込まれている。また、第2次犯罪被害者等基本計画にも、保健医療サービスの提供、職員等に対する研修の充実に関する施策が複数盛り込まれている。

具体的には、厚生労働省において、都道府県が医療機関の医療機能に関する情報を公表する医療機能情報提供制度を整備し、婦人科、精神科、心療内科などを有する医療機関の医療機能に関する情報について得ることができるようになっている (http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/teikyouseido/index.html)。また、緊急避妊の方法等に関する情報を得られるよう、保健所や女性健康支援センター等を通じ情報提供を行っている。さらに、「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」を取りまとめ、医師・看護師等の職種が連携し、各々の専門性を發揮して性犯罪も含めた暴力被害者支援に取り組んでいる実践的な事例を盛り込み、周知する (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ehf7.html>) など、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師、助産師等の活用について啓発に努めるとともに、PTSD対策に係る専門家の養成研修会等を通じて、医療・福祉関係者に対する啓発に努めている。

② 検討内容

医療機関は、性犯罪被害者にとって最初の窓口となる場合があることから、質の向上を図る必要がある。医療の過程における支援の充実、二次的被害の防止や被害者の負担の軽減を図るため、あらゆる医療関係者がまずは患者を第一に診療行為を行うこと、また被害者側に問題や落ち度があるとの立場に立つことなく対応し、性犯罪被害に関する適切な理解を有するとともに、他機関と連携を行う専門性の高い医療機関を育成することが求められる。

まず、性犯罪被害への対応能力のある協力医師がいる施設では、性犯罪検査証拠採取セットが常備され、速やかに診察を行うことができるが、より多くの医療機関で証拠の採取・保全が適切に行われるよう、医療関係者に対する研修を行い、性犯罪検査証拠採取セットの使用について周知徹底を図るなど、協力医師の育成及び連携構築を促進する必要がある。

次に、医学部教育・研修課程において、性犯罪被害者への処置を習得する機会を設けることが望ましい。また、性犯罪被害に起因するPTSDの認知行動療法を行う医師、臨床心理技術者等の専門家を養成

するとともに、治療に有効かつ安全な療法の研究を行うなど、性犯罪被害者に提供する精神科医療の充実を図ることが望ましい。

なお、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師を養成するとともに（例えば、N P O 法人「女性の安全と健康のための支援教育センター」にて性暴力被害にあった人の医療ケアを行う性暴力被害者支援看護職（通称：「S A N E （Sexual Assault Nurse Examiner）」）の養成を行っている）、活用を促す仕組みづくりを行うべきとの見解が示された。

さらに、現在、性犯罪被害者への対応が可能な医療機関を検索できるものはない。性犯罪被害者にとって、十分な技能を有する医療機関を検索することができるよう、ネットワークづくり等の取組や医療機能情報提供制度の更なる活用を進め、地方公共団体の相談窓口において、医師及び医療機関に関する情報の充実及び共有を一層推進すべきである。

加えて、最初に医療機関を訪れた性犯罪被害者が、負担なく治療を受け、又は警察に被害を届け出られるよう、医療機関において、治療費の公費負担制度や被害届の提出・告訴に関する情報提供や告知を行うような取組を促すべきである。

（2） 医療費の公費負担制度の統一的運用の徹底

性犯罪被害者は若年者が多く、警察による公費負担が償還払いである場合、高額な医療費の負担等により、検査や治療を断念することが考えられる。性犯罪被害者の精神的・身体的被害に対して、専門的知識と技能に裏付けられた支援が提供されなければ、その十分な回復は望めない。

このため、医療費の公費負担制度の運用について調査検討を行った。

① これまでの取組

第3次計画には、性犯罪者の医療費やカウンセリング費用の公費負担に関する施策が盛り込まれている。また、第2次犯罪被害者等基本計画にも、性犯罪被害者の医療費の負担軽減、カウンセリング等心理療法の費用の公費負担についての検討に関する施策が盛り込まれている。

具体的には、警察庁では、性犯罪被害者の緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、診断書料、性感染症等の検査費用等の公費負担に要する経費を都道府県警察に対し補助している。

また、内閣府では、心理療法を公費負担している現行制度、心理療

法の実施状況等についてヒアリングを実施し、カウンセリング等心理療法の費用の公費負担の在り方を検討している。

② 検討内容

性犯罪被害者の医療費に係る公費負担制度については、都道府県によって、その上限額、適用対象、支払い方法が異なる。例えば、明確な被害届の提出の意思、診察を受ける前の警察による認知、加害者が非親族であることなどを支払い要件としているところや、治療・投薬や再診時の診療費は公費の対象とならないところがある。

しかし、HIV感染症等の性感染症には、感染から2か月程度経たないと判明しないものがあり、再診時の検査で陽性に転じた場合には傷害罪に該当する可能性があるため、再診時検査は必須である。また、性感染症には感染早期に予防的治療を行うことで重大な後遺症を予防し得るものがあり、治療・投薬も必須である。

このため、公費負担制度については、できる限り全国的に同水準とし、必要な検査・治療・処置の費用を措置することが望ましく、公費負担の要件の統一や充実を図るために、現在行われている検討をさらに進めていくべきである。

また、明確な被害届の提出の意思を必ずしも要件とせずに検査・治療費の公費負担ができるよう、地方公共団体においても費用負担について検討されることが望ましい。

III 加害者に対する対策の推進等

性犯罪は、加害者にとっては、自らの性的欲求や支配欲を満たすという極めて自己中心的な目的で行われるもので、その加害者には、被害者の苦痛、困惑、憤り、物心両面の損害に対する想像力の欠如や、被害者的人格が尊重されなければならないことについての認識の欠如が見られると指摘される。

一方、被害者にとっては、その身体や心に一生かかっても拭い去れないような危害を受ける場合も少なくなく、その回復には困難が伴うことから、加害者の行為は、非情かつ許しがたいものと言える。再犯を繰り返す加害者の存在は、被害者を含む女性が安心して送る生活を脅かすものと考えられる。

新たな性犯罪の発生を防ぐために、性犯罪に対応した効果的・総合的な再犯防止策を推進する必要性が極めて高い。

① これまでの取組

警察において、子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、法務省からそれらの前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認を含めた対策（「子ども対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度」）を行っている。

法務省において、平成18年度から、加害者の再犯防止指導として、刑事施設における認知行動療法を中心とした「性犯罪再犯防止指導」や、保護観察所における「性犯罪者処遇プログラム」を実施している。

② 検討内容

「子ども対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度」が平成23年4月に見直され、住居訪問により対象者と直接顔を合わせて所在確認する制度等が設けられるとともに、高再犯リスク者を対象に、警察官が訪問面談して再犯防止に向けた助言指導を行う取組も開始された。これにより、再犯防止効果や再犯リスクの分析が期待されている。

また、これまで、矯正施設及び保護観察所では、受刑者等に対する性犯罪再犯防止指導や性犯罪者処遇プログラムが実施され、再犯防止に取り組んでいる。

このように取組が開始された再犯防止措置については、その徹底を図るとともに、性犯罪者に対する多角的な調査研究を進め、検証及び見直しを継続していく必要がある。

なお、諸外国で導入されている性犯罪予防策は、再犯防止に重点が置かれ、例えば、アメリカのメーガン法やGPS機器による監視等があるが（参考5）、日本での導入を検討するとしても、国としての検討を要し、都道府県条例のレベルでは限界があるとの見解が示された。

（参考5）第62回専門調査会におけるヒアリング (<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/boryoku/list.html>)

IV 啓発活動の推進

我が国においては、長い間、性犯罪被害について、社会の理解が不十分で、個人的な問題として矮小化されがちであり、被害が潜在化する状況にある。

性犯罪被害者への支援のための各種施策が措置されても、国民の理解と協力がなければ、その効果は十分に發揮されず、また、性犯罪被害者は、家族や社会において、配慮され、尊重され、支えられなければ、平穏な生活を回復することはできないと考えられる。

性犯罪に関する国民の理解の増進を図るため、メディアを含め、啓発活動

についても力を入れることが必要である。

① これまでの取組

第3次計画には、啓発活動の推進に関する施策が盛り込まれている。また、第2次犯罪被害者等基本計画にも、国民の理解の増進に関する施策が複数盛り込まれている。

具体的には、男女共同参画推進本部は、毎年11月12日から11月25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施している。内閣府においては、期間中、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を強化している。

内閣府、警察庁及び文部科学省において、メディアを通じた的確な情報発信により性犯罪に対する一般社会の理解の増進を図っている。また、学校において、大量の情報の中から情報の取捨選択ができるような教育を推進している。

警察による被害者の実名発表、匿名発表については、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮している。

② 検討内容

性犯罪の防止のためには、社会の各界において、性的虐待による被害を写した児童ポルノを始め性を商品化するような世相への批判を強め、性犯罪は許されるものでなく、その発生防止は国民一人一人の責務であるとの意識啓発を行っていくことが不可欠である。また、性犯罪被害者への支援には、性犯罪被害者が置かれている状況、その名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深め、性犯罪被害者等への配慮と性犯罪被害者等のための施策への協力を確保することが不可欠である。そのため、様々な分野・場面において、性犯罪に関する国民の理解の増進に向け、教育、広報等の啓発活動に努めるべきであり、また、息の長い取組を行っていくなければならない。

この点、ワンストップ支援センターの設置促進など性犯罪被害者支援の取組を推進するためには、メディアが果たす役割は大きい。メディアが果たす役割としては、性犯罪に関する問題、被害の実態、性犯罪被害者支援のための情報を伝達し、世論を形成していくことが考えられる。また、メディアにおいて、記者に対する研修で性犯罪被害への適切な報道の在り方を取り上げる、又は人権に配慮した性犯罪に関する報道のための手引を作

成するなど、啓発に取り組む必要がある。

広報に際しては、用語遣いや様々な広報媒体の工夫に配意することはもちろん、例えば、メディアが報道する際に参照できるよう、わかりやすい資料を提供するなど丁寧な広報が望ましい。

なお、メディア分野における女性の参画については、増加傾向とはいえ、なお他の主要先進諸国と比較して低水準にとどまっている点を踏まえ、女性の参画の拡大にも配意することが望ましい。（資料 15、16 参照。）

おわりに

性犯罪対策は、地道で息の長い取組が必要となるが、取組の進行の中で、新たな課題が生じることも考えられる。第3次計画第9分野「3 性犯罪への対策の推進」(以下「第3次計画第9分野3」という。)に掲げられた事項については、今回の取りまとめでは取り上げていない痴漢防止対策、インターネットによりわいせつ画像を閲覧させるなどの行為についてのIT技術の進展に対応した取組も含め、第3次計画等により進められる施策を注視し、その時々の状況に応じ、国際的な動向も意識しながら、さらに当専門調査会としての調査検討を進めていくことが求められる。

今回の調査検討では、性犯罪被害者の裁判員裁判対応の在り方やいわゆるレイプシールド法に関する事項などの法制度に関わる事項についての問題意識が示された。これらは第3次計画第9分野3においては記載されていないこともあり、今回必ずしも十分な調査検討を行ったとは言えないが、こうした事項についても、被害者保護の観点から、当専門調査会として、必要に応じて今後の調査検討対象となり得る課題と考える。

なお、第3次計画第9分野3に掲げられた事項のほか、今回の調査検討の中で委員から言及がなされたセクシュアル・ハラスメント防止対策や、子ども、障害者、外国籍を有する人、男性、性的マイノリティなど性犯罪被害者の属性に応じた施策、また、性犯罪被害者の人工妊娠中絶に係る同意の在り方などについて、第3次計画に基づき関連する男女共同参画施策の取組が図られることが求められる。

性犯罪に対しては、行政機関はもとより、国民一人ひとりが、自分たちにできることは何か、意識を持って取り組むことが必要である。今回取りまとめた内容がそうした国民意識の高まりに寄与するものとなることを期待する。